

県南広域振興局長告示第163号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成20年10月28日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031050003811	ケアステーション丸高	花巻市末広町4番4号	平成20年6月30日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031050003811	ケアステーション丸高	花巻市末広町4番4号	平成20年6月30日

3 行動援護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
031050003811	ケアステーション丸高	花巻市末広町4番4号	平成20年6月30日